

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第5号 三条市都市計画審議会委員の推薦について
- 議第6号 令和6年度農作業賃金・機械作業料金について

- 報告事項
- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第4号 作付変更届について
 - 報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について
 - 報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 19名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 | |

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

- | | |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |

北澤正之委員
笹岡大介委員
長谷川浄二委員
松岡博一委員
矢代誠一委員
吉田精一委員
渡辺秀人委員

小池秀一委員
高山弘則委員
原田孝一委員
松下正樹委員
山谷秀昭委員
吉田昇委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	山村吉治
経営基盤係長	上林裕則
経営基盤係主事	長谷川琳花

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席19名、欠席0、推進委員、現在員17名、出席17名、欠席0で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

4番、栗原一郎委員、15番、佐藤一富委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、議事参与の制限についてお諮りします。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、会議規則第14条ただし書に基づき、委員の皆様の御同意をいただいて、該当する方も議事に参与することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、該当する方も議事に参与いただくことに決定いたしました。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第1号の説明の前に、大変恐縮でございますけども、議案の訂正をお願いいたします。お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の決定について 正誤表」を御覧ください。併せて議案書17ページをお願いいたします。

136番であります。申出人が農用地利用集積計画の公告以前に死亡したため、10月24日付で取下げの申出がありましたので、削除をお願いいたします。取下げに伴いまして、26ページ下段合計欄の件数及び面積を朱書きのとおり訂正願います。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件です。

2ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、1件、3万7,119平米です。

1ページをお願いいたします。

88番は、森町地内ほかの農地35筆、3万7,119平米を、あっせんによる売買により取得したいもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。補足説明いたしますと、所有権の移転を受ける法人は、農地所有適格化法人適格届出書が農業委員会に提出され、法人の農業の売上高が総売上高の過半を占めること、役員の過半が農業に常時従事者であることなどの各要件を満たしており、令和5年5月に農地所有適格法人として認められております。また、所有権を移転する者は、同法人の役員となり農業に常時従事することとなっております。

また、議第2号の37番で、同じ当事者間での農地法第3条の許可申請がなされております。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

26ページ下段欄外を御覧ください。今月は、新規設定9件、6万4,071.39平米、再設定71件、30万5,275.86平米、合計80件、36万9,347.25平米です。

3ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

89番は、金子新田地内の農地10筆、2万1,014平米。

90番は、金子新田地内の農地2筆、796平米。

91番は、牛野尾地内の農地4筆、1,079平米。

4ページをお願いします。

92番は、袋地内ほかの農地9筆、1,865.39平米。

93番は、5ページまで続きます。福島新田地内ほかの農地30筆、1万6,397平米。

94番は、井栗一丁目地内の農地1筆、2,023平米。

95番は、上須頃地内の農地1筆、1,021平米。

6ページをお願いします。

96番は、鬼木地内の農地1筆、1,863平米。

97番は、帯織南地内の農地2筆、1万8,013平米。

以上9件は、相対により新規でそれぞれに賃借権を設定するものです。

98番から26ページの169番までの71件は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、栞原会長代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、10月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と野崎会長及び栞原会長代理出席の下、開催いたしました。開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前9時47分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告いたします。今月は、所有権移転1件、3万7,119平米、相対での利用権設定は新規設定9件、6万4,071.39平米、再設定71件、30万5,275.86平米、合計80件、36万9,347.25平米です。

あっせんによる所有権移転に関する88番について、事務局からの説明もありましたが、所有権移転する面積も多く、所有権の移転を受ける者の経営面積及び労働力がないことなどから、第3調査部会長の私、田邊と三師部会長代理で10月20日午前9時30分より法人の代表者からおいでいただき、農地所有適格法人の適格要件に合致しているかなどについて直接面会をして確認させていただきました。

事務局の説明のとおり、法人の農業の売上高が総売上高の過半を占めること、役員の過半が農業に常時従事者であることなどの各要件を満たしていることを確認いたしました。さらに、所有権を移転する者が所有権の設定を受ける法人の役員となり、農業に常時従事し、直接農作業指導を行うことも確認させていただきました。

加えて、法人を立ち上げた理由や思い、農業経営の見通し、具体的な農作業の従事者やその方法、地元農区の同意や農区の共同作業への従事、法人としての将来展望などをお伺いし、すばらしい経営理念や農業に対する強い思いをお聞きし、第3調査部会といたしましては、所有権の設定を受ける法人へ所有権移転することは妥当であると判断いたしました。

最後に、今月申請のあった所有権移転及び利用権設定につきましては、いずれも事務局から書類審査の結果など詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとしたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

28ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、8件、9,191.44平米です。

27ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

30番は、上保内地内の農地2筆、1,772平米を、譲渡人が遠方に居住し耕作できないことから、譲渡人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。補足説明しますと、耕運機1台を所有し、そのほかは友人から借りることとなり、農業作業経験は50年以上あり、米栽培も経験されているということです。

31番は、西鱒田地内の農地1筆、591平米を、譲渡人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。補足説明いたしますと、譲受人から営農計画書を提出いただいております、これまで20年にわたり自宅敷地内ほかで野菜などを栽培してきた経験があり、耕運機、散布機、草刈り機、軽トラックを所有し、ジャガイモ、キャベツなどの自家消費野菜を栽培するとのことでした。

32番は、福島新田地内の農地1筆、977平米を、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

33番は、若宮新田地内の農地1筆、509平米を、経営規模拡大を希望する譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

28ページをお願いいたします。

34番は、遅場地内の農地3筆、527.44平米を、譲渡人の要望により売買により取得す

るもので、価格は申請地及び宅地、建物込みで総額〇〇〇円です。補足説明いたしますと、営農計画書を提出いただいております。譲受人の実家は農家で、60年以上の農作業経験があり、耕運機、草刈り機を所有し、ニンニク、ウドなどを耕作するとのことです。

35番は、上須頃地内の農地1筆、971平米を、世帯内贈与するものです。

36番は、南中地内の農地1筆、400平米を、譲渡人の要望で近隣で耕作している譲受人に贈与するものです。

37番は、新屋地内の農地7筆、3,444平米を、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望で贈与により取得するものです。

なお、本件につきましては、同じ当事者間で議第1号の88番であっせんによる所有権移転の申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、売買によるもの5件、贈与によるもの3件、合計9,191.44平米で、申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題

といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

29ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は合計3件、3,176平米です。番号ごとに順次説明いたします。

47番は、横町二丁目地内の農地2筆、1,962平米を売買により取得し、宅地分譲8区画、ごみ置場1か所及び道路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市役所三条庁舎の北東側120メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

48番は、曲渕二丁目地内の農地1筆、965平米を売買により取得し、宅地分譲5区画及び市道拡幅敷地の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北西側460メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

49番は、曲渕二丁目地内の農地2筆、249平米を売買により取得し、車庫1棟、家庭菜園及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の北側600メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は合計3件、3,176平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

なお、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

30ページを御覧ください。今月は、3件、3,799.79平米です。

7番は、大沢地内の農地4筆、2,317.79平米。

8番は、荒沢地内の農地1筆、575平米。

9番は、上保内地内の農地5筆、907平米について、記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長(7番田邊 稔委員)

議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月は、合計3件、3,799.79平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも農地として継続利用することができないと見込まれることなどから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、た

だいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。
第3調査部会長は、自席へお戻りください。

議長(野崎会長)

続きまして、議第5号『三条市都市計画審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第5号『三条市都市計画審議会委員の推薦について』説明いたします。
31ページの議第5号参考を御覧ください。

当審議会は、三条市における都市計画事業の効果的な推進を図ることを目的に設置されたもので、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査、審議する組織です。

現在の当農業委員会からの推薦委員は、10番、野崎文夫委員となっておりますが、任期が去る9月30日に満了したことから、新たに委員1名の推薦依頼があったものです。
任期は、10月1日に遡り2年間でございます。

説明は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

三条市都市計画審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いします。

しばらくの間休憩いたします。

(午前10時00分から午前10時01分まで休憩)

議長(野崎会長)

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、私、野崎を推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

御異議ないものと認め、10番、野崎文夫を推薦することに決定いたしました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『令和6年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題といたします。

この案件につきましては、これまでも総会に上程させていただいて、農政対策部会に付託し、議論いただいていた経緯があります。そこで、今回も同様に、本件を農政対策

部会に付託することについて御提案を申し上げます。皆様のほうで何か御意見等があれば御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

農政対策部会に付託することを御提案されましたが、決定まで付託するということがお伺いします。

事務局（上林経営基盤係長）

農政対策部会で案を作成して皆様に御提示し、御意見等があれば、再度、農政対策部会で検討して決定するという手順を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、農政対策部会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議第6号につきましては、農政対策部会に付託することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

次に、報第2号から報告第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月は農政対策部会の開催予定がされています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、11月20日午前9時30分から厚生福祉会館2階、第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

なお、案件につきましては、ただ付託を受けました令和6年度農作業賃金・機械作業料金等でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月27日午前9時から厚生福祉会館2階、第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時30分開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 4 番） 栗原 一郎

議事録署名委員（ 1 5 番） 佐藤 一富
